

会 則

第1条 本会は一鱗会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は釣魚愛好の士を以って組織し、釣技の研究・斯道の発達を図るを以って目的とする。

第3条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
研究会・競釣会・親睦会の開催及び其の他適当と認める行事。

第4条 本会に次の役員をおき其の任期を2ヶ年とする。但し、重任を妨げない。
会長 1名 副会長 3名以内 監査役 2名
幹事 若干名
他に顧問、相談役、年寄等を置くことができる。

第5条 役員中、会長、副会長、監査役を総会により選出する。

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理し総会に於いては、議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。幹事は本会の業務運営に関する事項を協議処理する。顧問・相談役・監査役・年寄は会長の諮問に答え、且つ重要な会議に出席して意見を述べることができる。

第7条 会議は定時総会・臨時総会・役員会・幹事会とする。
総会は毎年1回とし、臨時総会・役員会・幹事会は必要に応じ会長之を招集し、各会議に於ける議決は出席者の過半数を以って定めるものとする。

第8条 定時総会に於いては次の事項を議決するものとする。
1. 会則改正
1. 年度実績報告
1. 年度会計報告

1. 役員改選
1. 其の他役員会、幹事会に於いて必要と認められた事項
幹事は正副会長に依り推薦委嘱する。

第9条 本会々員は会の維持費として会費年額6,000円也を前納する。

第10条 本会に新たに入会せんとする者は、入会金として金500円也を入会と同時に納入するものとする。

第11条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第12条 本会則は昭和30年1月3日より之を実施し、その変更を要する時は総会の議決に依って行なう。

- 第13条 本会は本会則に基づいて会規または規則を定める。
1. 会規または規則は総会の決議に依って定める。
 2. 会規または規則を定める時は会員に対し公示及び通知する。
 3. 会規または規則は公示の時より効力を生ずる。

一鱗会釣人横綱審議会規則

1. 横綱は次の(1)(2)の各号に該当する資格を有し、横綱審議会で承認された会員を被推薦者とする。
 - (1) ①人格識量を重点とし役員又は会に貢献職務を十分果たした者。
②在会10ヵ年以上の者。
③年間成績に於いて3回以上の最高位又はこれに準じたる成績を修めた者。
 - (2) 釣歴・会の運営、其の他事情を勘案し特に推薦を相当と認めたる者。
2. 横綱審議会委員会
 - (1) 委員は正・副会長、幹事長、総務、監査役及び会長の指名した年寄代表1名、特別会員代表1名、一般会員代表5名を以って構成する。
 - (2) 審議会は会長が必要に応じこれを招集し、会長が議長となる。
 - (3) 審議会は委員の3分の2以上の出席を以って成立し、議決は出席した委員の3分の2以上の票で決する。

附 則

1. 張出大関

年間成績に於いて、東または西の大関位を連続3回の成績を修めた者で、次年度に於いて本会競技に10回以上参加した者は、其の年間成績如何に拘わらず、向う1ヶ年間、張出大関位とする。